

○田川市指定管理者選定委員会設置規程

平成17年10月7日

訓令第4号

改正 平成17年11月14日訓令第5号

平成18年3月30日訓令第2号

平成19年3月29日訓令第2号

平成21年4月10日訓令第2号

平成22年4月28日訓令第9号

平成23年8月1日訓令第7号

平成25年3月29日訓令第2号

(設置)

第1条 田川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第15号）に基づく公の施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定等を公平かつ適正に実施するため、田川市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の募集に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指示する事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員8人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別表に掲げる職にある市の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

4 委員長及び副委員長とともに事故があるとき、又は委員長及び副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が委員長の職務を代理する。

(平成17訓令5・平成19訓令2・一部改正)

(会議)

第6条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、出席すべき委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

(平成17訓令5・一部改正)

(委員の除斥)

第7条 指定管理者の候補者の選定に際し、申請のあった法人その他の団体の役員等に就任している委員は、当該案件に係る議事から除くものとする。

2 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に際し、当該指定管理者の役員等に就任している委員は、当該案件に係る議事から除くものとする。

(平成17訓令5・追加)

(意見の聴取等)

第8条 選定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平成17訓令5・旧第7条繰下)

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、総合政策課において行う。

(平成17訓令5・旧第8条繰下、平成21訓令2・平成23訓令7・平成25訓令2・一部改正)

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(平成17訓令5・旧第9条繰下)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年11月14日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月10日訓令第2号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年4月28日訓令第9号)

この訓令は、公表の日から施行し、改正後の田川市指定管理者選定委員会設置規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年8月1日訓令第7号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(平成18訓令2・平成19訓令2・平成22訓令9・平成23訓令7・平成25訓令2・一部改正)

副市長

総務部長

市民生活部長

都市整備部長

教育部長